

第2回
介護事業運営の適正化に関する
有識者会議
【ヒアリング資料】

日本介護支援専門員協会

2007. 8. 24

日本介護支援専門員協会の概要

平成17年11月3日設立

介護支援専門員が個人で入会する職能団体

- 都道府県支部
43支部
支部未設置県(新潟、岡山、愛媛、宮崎)は、
今年度中に支部設置予定。
- 会員数 約40,000人(47都道府県)

(2007年7月末現在)

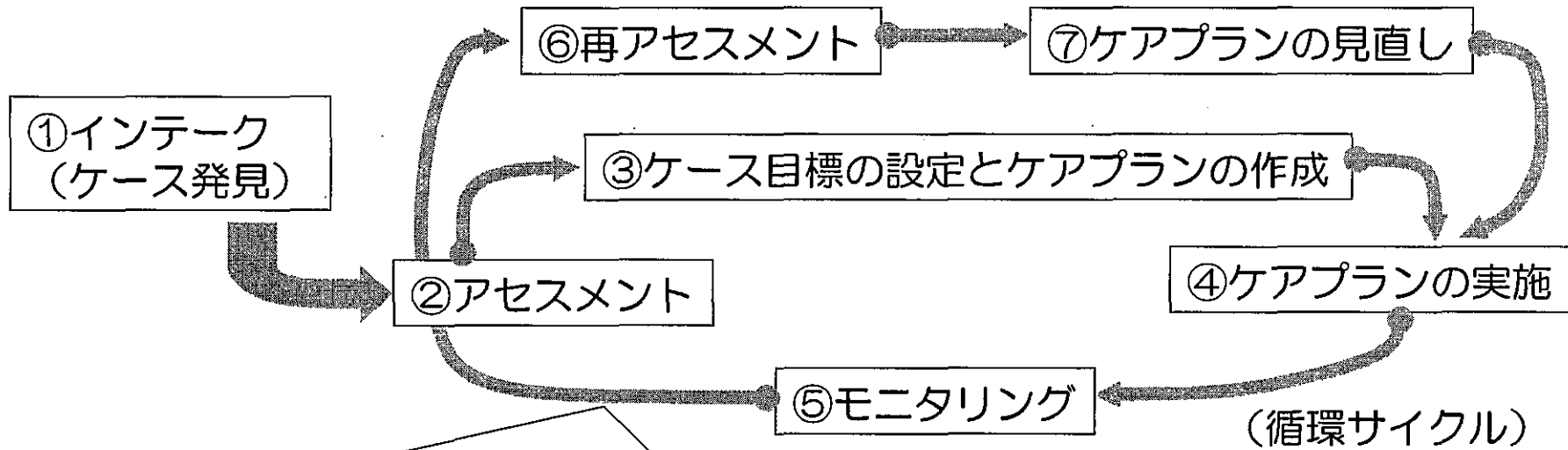
法令遵守徹底のためには・・・

ケアマネジメントの徹底が必要

ケアマネジメントのプロセスを踏んでいれば
不正は起こらない仕組みになっている

ケアマネジメントのプロセス

様々な専門領域を超えた生活課題を総合的に把握し、課題解決に向けて具体的達成目標を定め、計画的にチームでアプローチする方法

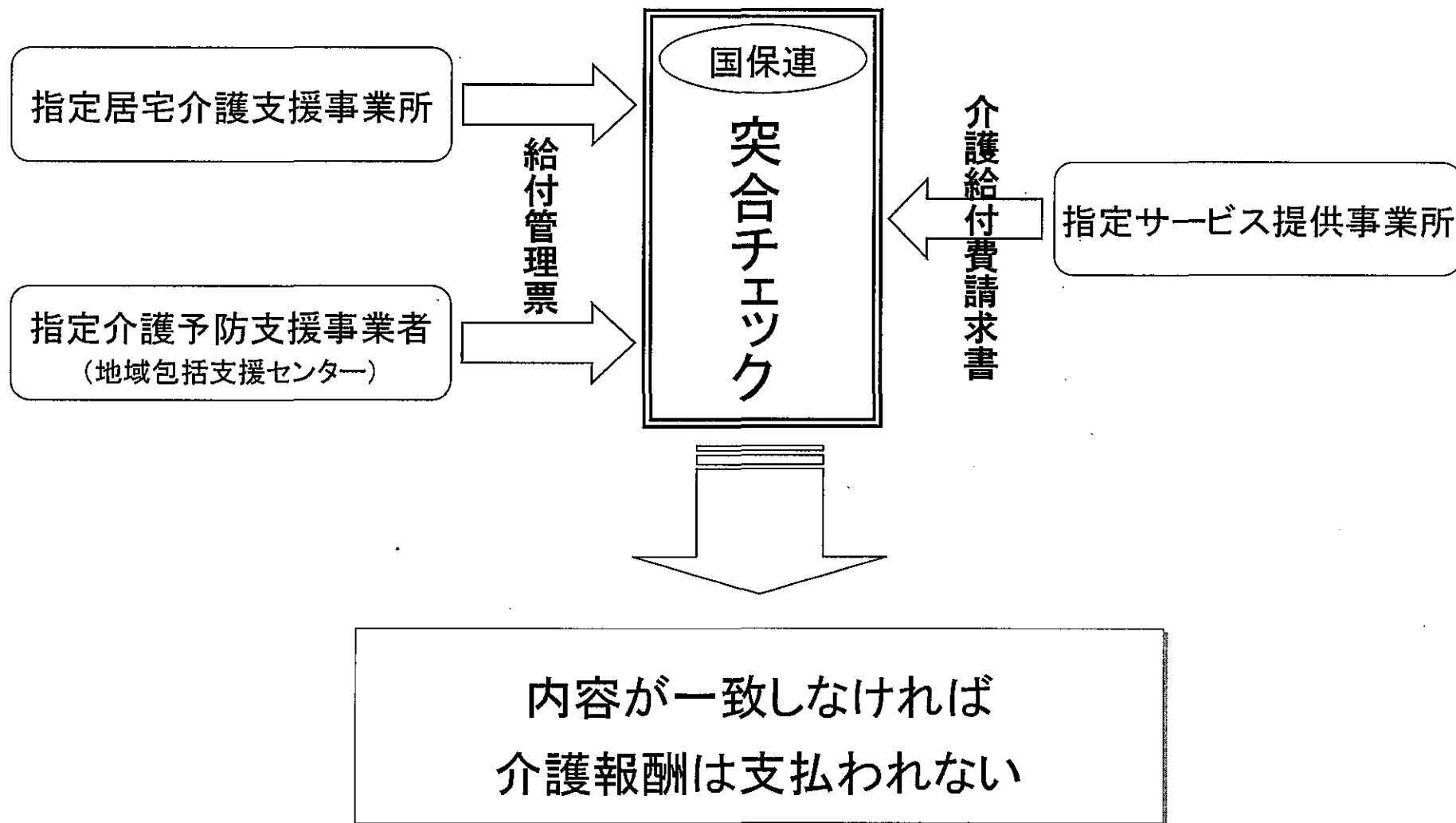


サービス担当者会議等を通じ、医師等を含めた多職種が関わることにより、プロセスが充実し、サービスにおける公平性が担保される。

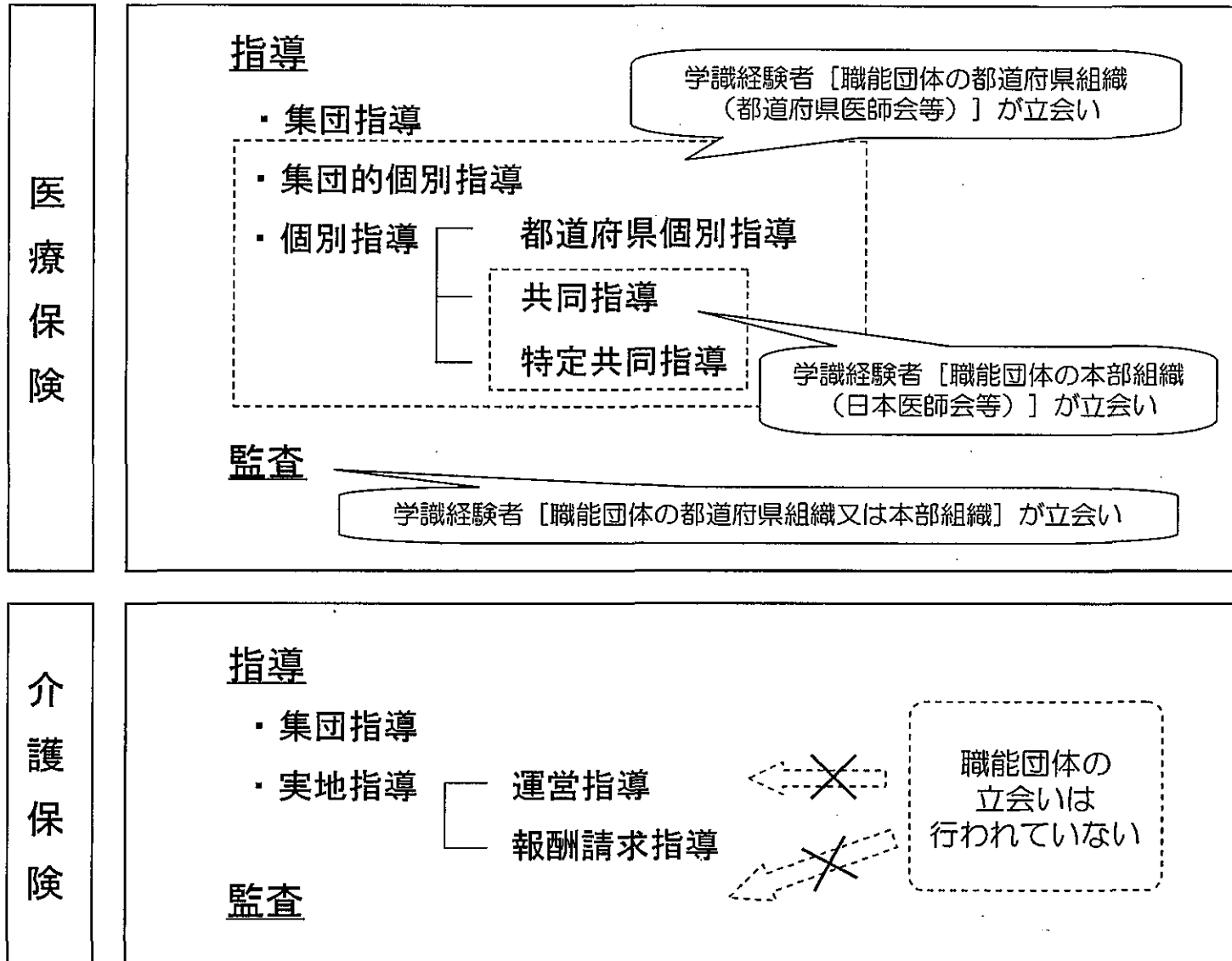
給付におけるセーフティネット

ケアマネジメントの充実による倫理的行動力の確立

介護保険のレセプト突合



医療保険と介護保険の指導・監査（概要）



学識経験者〔職能団体の都道府県組織（都道府県医師会等）〕が立会い

学識経験者〔職能団体の本部組織（日本医師会等）〕が立会い

学識経験者〔職能団体の都道府県組織又は本部組織〕が立会い

職能団体の立会いは行われていない

指導・監査についての提案

- 都道府県における指導・監査の担当者は介護支援専門員であるべき。
- 指定居宅介護支援事業所の指導・監査に関しては、職能団体役員が立会う。

ただし、指導全件への立会いは現実的には難しいと考えられるので、

①監査に至った事業所

②広域的な事業者の指導・監査

(2県以上にまたがる事業展開をしている事業者を広域的と判断)

に対して実施する。

- 広域的な事業者についての指導・監査担当者は、当該都道府県に加え、必要に応じて厚生労働省又は地方厚生局が直接実施する。
- 現任の介護支援専門員に、集団指導への年1回出席を義務付ける。
- 国民への「介護サービス情報の公表制度」の周知徹底。
 - チェック項目は運営基準に準じている
 - 利用者・家族が厳しい目で監視する一方、これを自己点検することによっておのずと質の向上につながる

職能団体役員が立会いをするねらい

指導・監査の立会いをした職能団体都道府県組織
(都道府県介護支援専門員協会・協議会)の役員は、
指導内容を当該都道府県内の介護支援専門員に
迅速に的確に伝える。

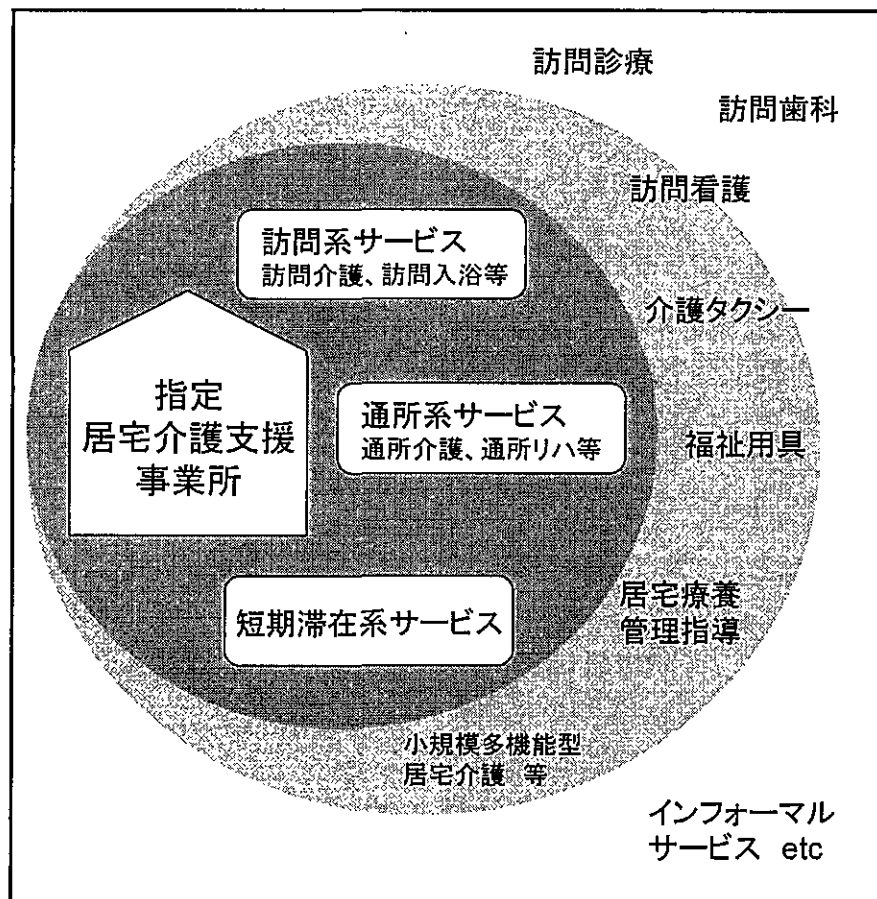
これにより、質の向上と法令遵守が進む。

指定居宅介護支援事業所の設置状態について (イメージ)

～構造的併設型、独立型2つのケースで考える～

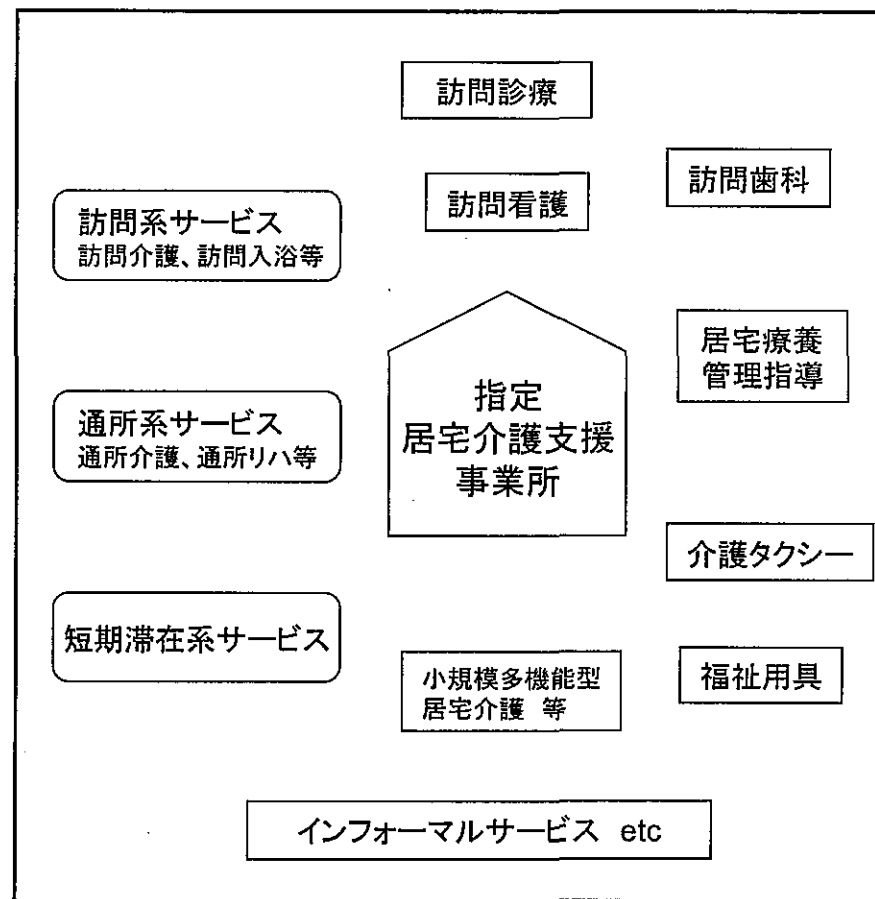
【ケースA】

同一法人内のサービスを利用



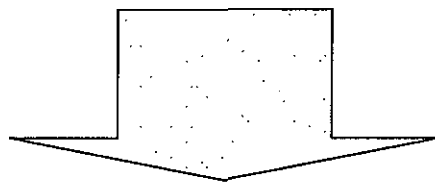
【ケースB】

独立型で法人外のサービス提供事業所を利用



構造的併設型、独立型2つのケースに共通すること

- どちらも高い倫理観を持つことは第一義。
- しかし、「不正を起こす」「不正が起こる」背景には努力をしても自立できない事業所の経営実態もある。
- 質の向上とともに事業所経営の収支バランスも保つ必要がある。



指定居宅介護支援事業所の公平中立な運営をするためには
機能的、経済的独立が必要である。

法令遵守徹底のためには教育（研修）が不可欠

- 給付管理業務を担う唯一の専門職として
介護支援専門員の責任は重大。
- 介護支援専門員が法令・制度を充分理解し、
ケアマネジメントのプロセスを踏まえることが
不正防止につながる。
- サービスの実態については利用者に直接聞くなど、
プロセスの一環であるモニタリングや給付管理等、
当然行うべき業務を再度確認。
- 今後も研修プログラムの充実を図る。

法令遵守徹底のために当会が行った措置

- 本年3月25日に「介護支援専門員倫理綱領」を採択。
- 5月9日に「介護保険担当者全国会議」を開催し、守るべき法令・制度、倫理性について再度徹底。
- 集団指導への協力と出席者が講師となり都道府県支部において伝達研修を実施。実施状況については本部への報告を求めている。

事業廃止時における利用者へのサービス確保のために必要な措置

- 事業廃止時における利用者保護については、市町村責任において速やかに対処すべき。
- 地域の介護支援専門員のネットワークにゆだねていただきたい。

介護事業運営の適正化に関する有識者会議 ヒアリング資料

2007年8月24日
日本労働組合総連合会
生活福祉局
局長 小島 茂

1. 広域的な介護サービス事業者に対する規制の在り方

- “指定取消逃れ”を可能とするような法の抜け道は早急に改め、事業譲渡のあり方も含め、国民の納得性を高める法律に見直すべき。
 - 指定取消や更新を認めないなどの措置は、透明性あるルールの下で、厳格に行われるべき(法文上の規定や審議会の設置など)。
 - 指定・取消権限は、地域の実情に応じた介護保険事業を運営できるようにするためにも、保険者が事業所の指定・取消権限に関与することが望ましい。
 - 行政は、継続的な介護サービス提供を確保する観点から、今回の不正行為事例を教訓にして介護保険事業を運営すべき。
-

2. 指定事業者における法令遵守徹底のために必要な措置

- 行政は法律を厳格に適用し、指導・監査の徹底をはかるべき。また保険者は、介護給付費適正化事業に積極的に取り組むべき。
 - 新規指定・更新時には、事業者に対し、指定取消要件、労働関係法規・通達を十分に周知し、それを遵守するよう指導を徹底すべき。
 - 介護サービス情報の公表・報告制度を積極的に活用し、都道府県のチェックを要する「調査項目」に、労働関係法規をはじめとする法令遵守を加えるべき。
 - 利用者、被保険者など市民による監視を可能とするような介護保険運営協議会の設置を全保険者に義務づけるべき。
-

3. 事業廃止時における利用者への サービスの確保のために必要な措置

- 馴染みの関係にある介護労働者が継続してサービスを提供でき、利用者、介護労働者の双方が不安を抱くことなく毎日を過ごせるよう、早急な雇用確保が重要。
 - 事業廃止による、利用者・介護労働者の保護とサービス継続への影響が大きい場合、あるいは離島・僻地の場合は、行政・保険者の責任の下、利用者・介護労働者の保護とサービス継続が確保される仕組みを検討すべき(一時的な公法人化など)。
 - 事業を受け継ぐ事業者あるいは公法人は、労働条件を引き下げることなく継承し、労使関係についてもそれを認める者であるべき。
-

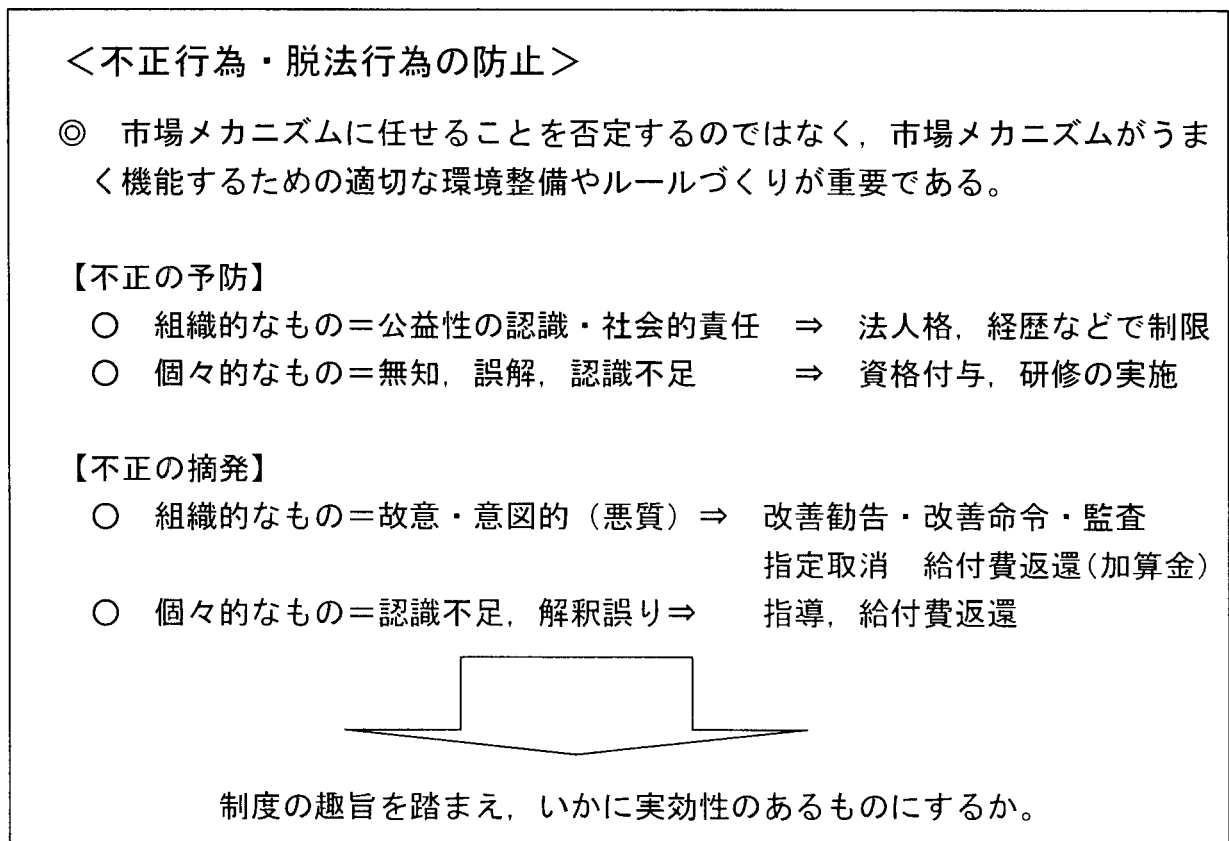
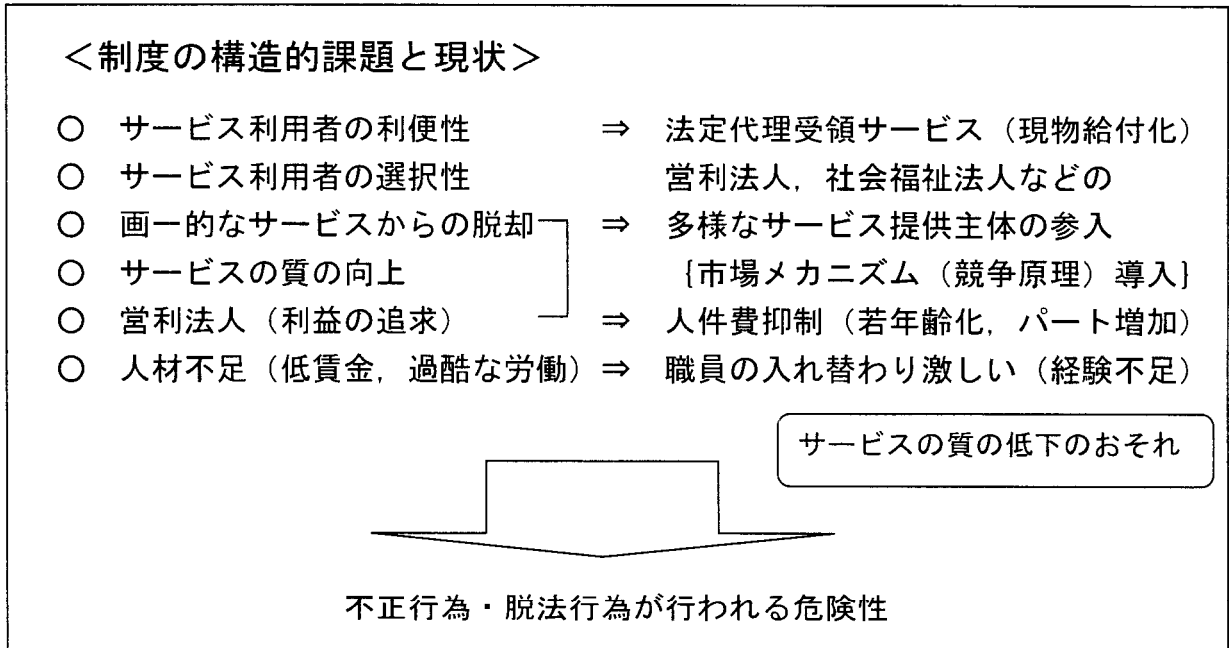
4. その他

- 介護労働者の雇用・労働条件・職場環境を改善し、定着率を高めることが重要。そのための施策を拡充すべき。
 - 社会福祉法にもとづく「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の実効性を確保すべき。
 - 事業者指定、取消要件に労働関係法規の遵守や社会保険加入を追加すべき。
 - これまでの介護給付費抑制ありきの施策・介護報酬改定から転換すべき。
-

第2回 介護事業運営の適正化に関する有識者会議（発言要旨）

全国市長会：介護保険対策特別委員会幹事会
代表幹事（仙台市介護保険課長）南方順一郎

1 はじめに



2 基本的な考え方

【法人種別で規制するか】

- 幅広くきめ細かなサービスの提供 ⇒ 営利法人を排除すべきではない。
- 選択性の尊重, サービスの質の向上

【事前規制か, 事後規制か】

- 膨大な事業者数, 新規や変更も多い。⇒ 行財政改革の流れ(人員・経費の削減), 行政効率の観点から, 事後規制でしか対応できない。

【指定要件を強化するか】

- 指定要件は現在でもかなり複雑である。⇒ 要件の明確化を図るに留める。

【罰則を強化するか】

- 罰則を強化しても不正防止には ⇒ 保険給付費+加算金を確実に徴収できつながらない。 ⇒ できる仕組みをつくる。(徴収金の例)

3 広域的な介護サービス事業者に対する規制の在り方

【指定は事業者単位か, 事業所単位か】

- 事業所単位でのサービス提供 ⇒ 事業所ごとに人員, 設備の要件が満たされていないならば, サービスの質は担保されない。

【運営母体への対応】

- 都道府県, 市町村単独では無理 ⇒ 運営母体が都道府県を跨って事業展開している場合は国が, 市区町村を跨っている場合は都道府県が, 運営母体本体にも立入検査できる仕組みを創る。

【連座制】

- 利用者への影響が大きい。 ⇒ 不正の状況等に応じて, 処分対象事業所を限定するとか, 新規申請のみ認めないといったような, 処分者側の裁量を認める仕組みとする。
- 【課題】

 - A 県内の事業所への処分が B 県内の事業所にまで派生する。
 - 訪問介護事業所への処分が通所介護事業所にまで派生する。
- ⇒ 指定の取消しは「・・・できる」規定であるが, 指定の更新は「・・・してはならない」という規定なので, 見直しが必要(技術的な問題)

4 指定事業者における法令順守のための必要な措置

<基本的な考え方>

- ◎ 営利法人をはじめ、社会福祉法人、医療法人、NPO法人など、多種多様な運営主体が参入しているが、法令順守の課題は法人の種別とは関係ない。

【必要な措置】

- 法人にコンプライアンス委員会の設置を義務づける。
- 一部の事業所で不都合があった場合、法人内における自主点検の実施や報告を義務づける。

5 事業廃止時における利用者へのサービスの確保

<基本的な考え方>

- ◎ 「事業廃止」の原因はさまざまであり、また、地域の実情も千差万別であるため、今回の（株）コムスの不正対応事案に限らず、普遍妥当性のあるセーフティネットが必要である。

【事業廃止の例】

- 自主的（計画的）な廃止
- 指定取消等の処分による廃止
- 運営法人の破産等による廃止
- 突発的にサービス提供が困難となった場合（職員の離脱）

【必要な措置】

- 運営基準の遵守を指導（運営基準で、サービスの提供が困難な場合には他の事業所への引継ぐことが義務付けられている。）
- 行政を含め、介護支援事業所等の協力を得て、新たなサービス提供先を確保
- 行政の介入（措置制度の活用）
 - ※ 措置に要した費用については、徴収金として廃止した事業者へ請求する。

6 その他

<今回のコムスン事件を踏まえて>

- 監査を実施した以降は、指定権者の事業廃止届を拒否できる仕組み
- 「・・・不正又は著しく不当な行為をした者・・・」の基準の明確化
- 指定権者間の処分情報の共有化が不十分 国との指定権者との連携強化